

1 道州制について

道州制について、知事はどのような考えをお持ちなのか、伺いたい。

（知事答弁）

歴史を振り返ってみると、我が国の地方行政組織で、戦中戦後の短期間を除き、道州制に匹敵するような地方行政組織は、かつてありませんでした。

我が国の地方自治体は、基本的に府県と市町村で構成されてきました。国と併せて三層制が基本でした。府県については、明治4年に廃藩置県が行われ、明治23年の府県制が制定されて以降、府県の数には47で変わっていません。一方、明治21年の市制、町村制が制定されて以降、市町村の数は、その後の明治、昭和、平成の大合併により、大幅にその数が減少してきました。明治21年当時、全国で、71,314あった市町村の数が、平成23年時点で1,724になりました。奈良県内では明治21年当時、1,594あった市町村の数が、39へと減少しており、その減り方は全国も奈良県も同じ率で、約40分の1となっています。

平成の市町村大合併は、基礎自治体の数を減らして財政力を強化し、都道府県を超えた道州制をつくることも視野に入れてなされてきたと思われませんが、奈良県では市町村合併が低調だったこともあり、小さな町村も相当残る結果となりました。現在、県としては小さな市町村の支援をする役目がかなり残っているように思います。具体的には、奈良県において、奈良モデルとして、例えば、市町村が管理する老朽化した橋梁やトンネルなど道路ストックの総点検において「垂直補完」の方法により県が受託する、権限の逆移譲といわれる方法なども含めて、市町村を支援している実情です。

広域自治体が弱小市町村をどれだけ支援、支えられるかという課題は、まだ残っている我が国の課題です。市町村合併そのものは、明治、昭和、平成と、その時々々の国の意向により行われてきましたが、都道府県の数が変わらなかったのは、都道府県域を超えた広域行政への必要性が、国民の間にあまり認識されてこなかったからではないかと思えます。

この際、この国のあり方を議論することは重要であると思えます。特に、地方自治のための地方分権を進めることは必要なことだと思いますが、道州制が、地方分権の主役になれるかどうかは、まだ議論が残っている点だと思います。住民の生活に関連する行政はできるだけ身近な行政機関で行うべしという、住民自治の充実の観点からの基礎自治体強化論があります。地方分権というのは団体自治の領域の議論です。広域自治体の設立については、まだまだ議論を深めるべき点だと考えます。

道州制についての具体的議論にあたっては、国と道州と市町村の役割分担の明確化が是非とも必要です。その際、明治23年以降、数も区域も変化がなかった府県を今後どうするかは、重要な論点だと思います。

なお、道州制を府県の広域連合と比較すると、道州制のほうが行政主体としての権限、責任、業務の内容が明確になっていくだろうと思われ、その点は評価できると思います。つまり、道州制は府県の広域連合と比較すると、行政組織としての輪郭がはっきりし、ガバナンスが比較的維持しやすい組織になってくるものと考えています。

しかし、道州制について考える時、今後のこの国のかたちをどうするかという根本的かつ構造的な議論を多角的に多方面からしていく必要があると思います。

(感想) 山本議員

知事は関西広域連合には否定的である訳ですが、今の答弁をお聞きすると、道州制には少し理解があるのかなと、そのような前向きな答弁を聞かせていただき、これから2年間じっくり議論すれば、道州制にますます理解をしてもらえるものと期待をしておきたいと思います。